

測量標情報閲覧サービス ご利用上の注意事項

1. 本サービスの目的

本サービスは本市が管理する、測量標等（水準点・多角点・多角水準点・多角屋上点・道路台帳基準点・街区三角点・街区多角点・街区基準点節点・都市部官民境界基本多角点・地籍図根三角点・地籍図根多角点・細部図根点・図根多角点）の配点図及び測量成果を閲覧するためのものです。

2. 利用の制限

- 1) 本市が管理する測量標等の成果は、「名古屋市緑政土木局測量標等管理要綱」に基づき使用してください。測量標等使用承認申請書および測量標等使用報告書は緑政土木局路政部測量調査課東部方面分室または西部方面分室の担当窓口へ提出してください。測量標等使用報告書により成果異状を報告していただく場合は、根拠となる資料を添付してください。

また、測量標等の保全を行う場合には、「名古屋市緑政土木局測量標等保全要綱」に基づき保全を行ってください。測量標等確認依頼書(第3号様式)については、緑政土木局路政部測量調査課東部方面分室または西部方面分室の担当窓口へ提出してください。

(抜粋) 名古屋市緑政土木局測量標等管理要綱

(測量標等の使用)

第3条 測量を実施するため、測量標等（前条第1項に係るもの及び測量法に基づく測量標の測量成果（測量法に基づく測量標、及び国土調査法に基づく標識の有する数値的な成果をいう。以下同じ。）に限る。）を使用する者は、測量法第26条の規定により市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、測量標等使用承認申請書（第1号様式）を提出し、測量標等使用承認書（第2号様式）により市長の承認を受けなければならない。

3 測量標等を使用した者は、使用後に測量標等使用報告書（第5号様式）により使用結果を市長に報告するものとする。なお、測量標等に異常（亡失、き損、成果異常等）が認められる場合は、併せて市長に報告しなければならない。この場合において、写真・測量成果等、根拠となる資料がある場合は、それを添付するものとする。

名古屋市緑政土木局測量標等保全要綱

(測量標等確認の依頼)

第4条 次の各号に掲げる行為（以下「工事等」という。）をしようとする者

は、工事計画の段階で、測量標等確認依頼書（第1号様式）を路政部測量調査課長に提出しなければならない。

- (1) 施工により、測量標等に影響を及ぼすおそれのある行為
- (2) 掘さく工事において測量標等が掘さく底面の上方45度から内側にある工事

- 2) 測量標等を使用される場合は、精度を確認した上で使用してください。
- 3) 周辺工事のため測量標等確認依頼書が提出されている測量標等については使用制限中とします。本市公式ウェブサイトにて使用制限中情報を確認してください。
- 4) 法令、政令、省令その他すべての法令及び条例等の法規に違反する目的・手段・方法で測量標成果等のデータを利用することを一切禁止します。また、他人の権利を侵害する目的・手段・方法での利用、公序良俗に反するような利用についても一切禁止します。
- 5) 閲覧者が、データを加工する行為、アプリケーションソフト等を利用して著作物を作成する行為及びデータをネットワーク上に配信する行為を禁止します。

3. 免責事項

測量標等の成果等の閲覧利用により利用者に生じた一切の損害について、本市はいかなる責任も負わないものとします。

4. その他

提供しているデータの著作権は、本市に帰属しています。

○問い合わせ先

名古屋市緑政土木局路政部測量調査課

TEL : 052-972-2837